

議案第71号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成22年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (2) 水田営農活性化排水対策特別事業 (3) <u>基幹水利施設ストックマネジメント事業</u>	<u>工事費</u> の100分の10に相当する額 <u>工事費</u> の100分の10に相当する額 <u>工事費</u> の100分の10に相当する額	
2 畑地帯総合整備事業 (1) 担い手育成畑地帯総合整備事業 (2) 畑地帯総合整備事業	<u>工事費</u> の100分の10に相当する額 <u>工事費</u> の100分の10に相当する額	<u>工事費</u> の100分の25に相当する額
3 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	<u>工事費</u> の100分の6.7に相当する額	
4 農道整備事業		

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (2) 水田営農活性化排水対策特別事業 (3) <u>基幹水利施設補修事業</u>	<u>事業費</u> の100分の10に相当する額 <u>事業費</u> の100分の10に相当する額 <u>事業費</u> の100分の10に相当する額	
2 畑地帯総合整備事業 (1) 担い手育成畑地帯総合整備事業 (2) 畑地帯総合整備事業	<u>事業費</u> の100分の10に相当する額 <u>事業費</u> の100分の10に相当する額	<u>事業費</u> の100分の25に相当する額
3 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	<u>事業費</u> の100分の6.7に相当する額	
4 農道整備事業		

<p>(1) 広域営農団地農道整備事業 (2) 一般農道整備事業</p> <p>(3) 農道保全対策事業（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設） (4) 基幹農道整備事業</p>	<p>工事費の100分の6.7に相当する額</p> <p>工事費の100分の18に相当する額。 ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額</p> <p>工事費の100分の25に相当する額</p> <p>工事費の100分の6.7に相当する額</p>		<p>(1) 広域営農団地農道整備事業 (2) 一般農道整備事業</p> <p>(3) 農道保全対策事業（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設） (4) 基幹農道整備事業</p>	<p>事業費の100分の6.7に相当する額</p> <p>事業費の100分の18に相当する額。 ただし、舗装のみを行う事業については、事業費の100分の20に相当する額</p> <p>事業費の100分の25に相当する額</p> <p>事業費の100分の6.7に相当する額</p>	
<p>5 ほ場整備事業 (1) 一般ほ場整備事業及び土地利用秩序形成ほ場整備事業</p>			<p>5 ほ場整備事業 (1) 一般ほ場整備事業及び土地利用秩序形成ほ場整備事業</p>		

ア 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業	<u>工事費の100分の10に相当する額</u>	(ア) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備 工事費の100分の20に相当する額	ア 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業	<u>事業費の100分の10に相当する額</u>	(ア) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備 工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額
イ ア以外の地域において行う事業	<u>工事費の100分の10に相当する額</u>	(イ) (ア) 以外の工種 工事費の100分の25に相当する額	イ ア以外の地域において行う事業	<u>事業費の100分の10に相当する額</u>	(イ) (ア) 以外の工種 工事費の100分の25に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額 (ア) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備 工事費の100分の22に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額

		(イ) (ア) 以外の 工種 工事費の100 分の27に相当 する額			<u>る額の合算額</u> (イ) (ア) 以外の 工種 工事費の100 分の27に相当 する額及び事 務費の100分 の25に相当す る額の合算額
(2) 農村活性化土地 利用高度化事業	<u>工事費の100分の</u> 10に相当する額	工事費の100分の 25に相当する額	(2) 農村活性化土地 利用高度化事業	<u>事業費の100分の</u> 10に相当する額	工事費の100分の 25に相当する額及 び事務費の100分 の25に相当する額 の合算額
(3) 低コスト化水田 農業大区画ほ場整 備事業及び担い手 育成基盤整備事業 ア 振興山村、過 疎地域又は知事 が特に必要と認 める地域におい て行う事業 イ ア以外の地域 において行う事 業	<u>工事費の100分の</u> 10に相当する額	工事費の100分の 20に相当する額	(3) 低コスト化水田 農業大区画ほ場整 備事業及び担い手 育成基盤整備事業 ア 振興山村、過 疎地域又は知事 が特に必要と認 める地域におい て行う事業 イ ア以外の地域 において行う事 業	<u>事業費の100分の</u> 10に相当する額	工事費の100分の 20に相当する額及 び事務費の100分 の25に相当する額 の合算額
	<u>工事費の100分の</u> 10に相当する額	工事費の100分の 22に相当する額		<u>事業費の100分の</u> 10に相当する額	工事費の100分の 22に相当する額及 び事務費の100分 の25に相当する額

6 土地改良総合整備事業（一般）	工事費の100分の10に相当する額	
7 経営体育成基盤整備事業	工事費の100分の10に相当する額	
8 中山間地域総合整備事業	工事費の100分の10に相当する額。 ただし、平成6年度までに事業採択されたものについては、工事費の100分の8に相当する額	工事費の100分の15に相当する額
9 農地開発事業	工事費の100分の7に相当する額	
10 開拓地整備事業	工事費の100分の22.5に相当する額。 ただし、平成元年度までに事業採択されたものについては、工事費の30分の5に相当する	工事費の100分の20に相当する額

		の合算額
6 土地改良総合整備事業（一般）	事業費の100分の10に相当する額	
7 経営体育成基盤整備事業	事業費の100分の10に相当する額	
8 中山間地域総合整備事業	事業費の100分の10に相当する額。 ただし、平成6年度までに事業採択されたものについては、事業費の100分の8に相当する額	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額
9 農地開発事業	事業費の100分の7に相当する額	
10 開拓地整備事業	工事費の100分の22.5に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額。ただし、平成元年度までに事業採択され	工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額

	額			たものについては、 工事費の30分の5 に相当する額及び 事務費の100分の 25に相当する額の 合算額
11 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽た め池等整備事業及 び危険ため池緊急 整備事業 (2) 農業用河川工作 物応急対策事業 (3) (1) 及び (2) 以外の事業	工事費の100分の 14に相当する額。 ただし、北栄町桜 池に係る県道部分 の改修費を除く 工事費の100分の 8に相当する額。 ただし、米子市皆 生取水口取水施設 に係る工事費を除 く 工事費の100分の 11に相当する額		11 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽た め池等整備事業及 び危険ため池緊急 整備事業 (2) 農業用河川工作 物応急対策事業 (3) (1) 及び (2) 以外の事業	事業費の100分の 14に相当する額。 ただし、北栄町桜 池に係る県道部分 の改修費を除く 工事費の100分 の8に相当する額 及び事務費の100 分の25に相当する 額の合算額 事業費の100分の 11に相当する額
12 たん水防除事業	工事費の100分の 15に相当する額。 ただし、排水施設 整備事業のうち基 幹部分に係るもの		12 たん水防除事業	工事費の100分の 15に相当する額及 び事務費の100分 の25に相当する額 の合算額。ただし、

	及び排水管理施設整備事業については、工事費の100分の10に相当する額			排水施設整備事業のうち基幹部分に係るもの及び排水管理施設整備事業については、工事費の100分の10に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額	
13 中山間地域総合農地防災事業	工事費の100分の14に相当する額		13 中山間地域総合農地防災事業	事業費の100分の14に相当する額	
14 農業用施設災害関連事業	工事費の100分の14に相当する額。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項に定める事業については、工事費の100分の50に相当する額に同条第2項の規定により算定された額を加えた		14 農業用施設災害関連事業	事業費の100分の14に相当する額。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項に定める事業については、工事費の100分の50に相当する額に同条第2項の規定により算定された額を加えた	

	額を工事費から控除した額の100分の28に相当する額			額を工事費から控除した額の100分の28に相当する額及び事務費の100分の14に相当する額の合算額	
15 公害防除特別土地改良事業 (1) 農用地土壌汚染対策地域において行う事業	工事費（当該工事費について公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づき事業者に負担させるものがある場合は、これを控除した額）の30分の1に相当する額及び全体実施設計費の100分の25に相当する額の合算額		15 公害防除特別土地改良事業 (1) 農用地土壌汚染対策地域において行う事業	工事費（当該工事費について公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づき事業者に負担させるものがある場合は、これを控除した額）の30分の1に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額（当該合算額について公害防止事業費事業者負担法に基づき事業者に負担させるも	

<p>(2)(1)の事業と併せて行う事業</p>	<p>工事費の100分の10に相当する額。 ただし、客土事業については、<u>工事費</u>の100分の15に相当する額</p>		<p>(2)(1)の事業と併せて行う事業</p>	<p>のがある場合は、これを控除した額)の100分の25に相当する額の合算額 事業費の100分の10に相当する額。 ただし、客土事業については、<u>事業費</u>の100分の15に相当する額</p>	
<p>16 農業水利施設魚道整備促進事業</p>		<p>工事費の100分の10に相当する額</p>	<p>16 農業水利施設魚道整備促進事業</p>		<p>工事費の100分の10に相当する額及び<u>事務費の100分の25に相当する額の合算額</u></p>
<p>17 田園空間博物館整備事業</p>	<p>工事費の100分の10に相当する額</p>	<p>(1) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備 工事費の100分の30に相当する額</p>	<p>17 田園空間博物館整備事業</p>	<p>事業費の100分の10に相当する額</p>	<p>(1) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備 工事費の100分の30に相当する額及び<u>事務費の100分の</u></p>

		<p>(2) 農村公園、 集落水辺環境 施設、集落緑 化施設、集落 農園及び景観 保全施設の整 備 工事費の100 分の35に相当 する額</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の 工種 工事費の100 分の45に相当 する額</p>			<p><u>25に相当する 額の合算額</u></p> <p>(2) 農村公園、 集落水辺環境 施設、集落緑 化施設、集落 農園及び景観 保全施設の整 備 工事費の100 分の35に相当 する額及び事 務費の100分 の25に相当す る額の合算額</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の 工種 工事費の100 分の45に相当 する額及び事 務費の100分 の25に相当す る額の合算額</p>
18 特定農業用管水路 等特別対策事業	<u>工事費の100分の 10に相当する額</u>				

19 耕地災害復旧事業

工事費から当該事業に係る国庫補助金の額を控除した額の2分の1に相当する額

18 耕地災害復旧事業

事業費から当該事業に係る国庫補助金の額を控除した額の2分の1に相当する額

備考

1～3 略

4 「工事費」とは、事業名欄に掲げる事業に要する経費のうち純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費その他事務費を除く全ての経費をいう。

備考

1～3 略